

第7回環境省政策会議（議事要旨）

日時：平成22年1月14日（木） 16時00分～17時00分

場所：衆議院本館第36控室

議題：

- （1）平成22年度環境省重点施策について
- （2）新成長戦略（基本方針）について
- （3）次期通常国会提出予定法案について
- （4）地球温暖化対策の基本法の制定に向けた意見の募集の結果について
- （5）その他

＜大谷環境大臣政務官の司会により進行＞

～以下、主な意見及び回答～

- 住宅エコポイントについて、国民に対し十分に広報すべき。エコ改修の必要性や地球環境保全への効果について、しっかり広報することが必要。また、住宅改修の産業構造について、住宅は家電とは構造が違うのではないか。窓ガラスの2重サッシ等のエコ改修は、大手メーカーが押さえている。中小企業に配慮し、経済がうまく回る仕組みが必要。
- 電車の広告など、住宅が多く、改修の需要の多そうな地域を狙って広報すべき。中小の工務店の支援について、例えば、ガラス業界においては補償金をとる制度があり、補償金を払わないと二重ガラスをいれてくれないという話も聞く。会社の資金繰りが厳しい中で補償金を払う制度があると会社が発展できない。細やかな対応をお願いしたい。

【田島環境副大臣から回答】

- ・住宅エコポイントについては、全国説明会をこの1月から開始した。事業者向けの説明もしているところ。年度末までの説明会に全国で200カ所、合計20万人以上が参加していただける見込み。大手メーカーだけではなく、実際に工事を行う工務店への説明も充実させていく。説明会の実施に当たっては、大都市だけでなく、公平性・利便性の確保をしっかりやっていき、丁寧に説明していきたい。HPでも積極的に広報していくつもり。
- ・大企業だけが儲かるのではないかとの懸念については、平成21年2次補正予算において、下請建設業の金融支援も盛り込まれているところであり、政府としても対策を講じていくところ。エコポイントの詳細については、1月15日にプレスリリースする予定。

- 地球温暖化対策基本法の資料について、鳩山総理はCO₂の25%削減の目標に言及する際には、例外なく、すべての国ができれば主要排出国のすべてが、意欲的な目

標を持って取り組まなければ達成できないという前提を付けているが、本日の環境省の資料では、前提をなぜはずしているのか。この前提は、言い訳ではなく、温暖化対策の基本を示している。

- COP15 では、前提にまつわる合意がなかったということでCO₂の25%削減は国際約束とはなっていないが、国内政策を独自に進めていく場合に整合性をどうとるのか、どのように基本法に書くのか。
- 経済的措置について、税制、排出量取引、固定価格買取制度は国民生活や経済社会にとって負担であると思うが、トータルでどの程度の負担になるのか、またどの程度の効果があるのかについて考えなければ、ばらばらに効果や負担を考えても意味がない。
- 京都議定書の6%削減約束は守る必要がある。国際的に見て、いつ頃守られるのか、いつ確認が行われるのか。2008年や2009年の排出量の確認はいつ頃できるのか。

【田島環境副大臣から回答】

- ・25%削減の前提については、地球温暖化対策基本法の資料の中長期目標の温室効果ガス削減目標のところに、「公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減」と記載しており、前提があることはきちんと認識している。
- ・国際合意が得られなかったからといって何もしなくていいかということとそういうわけにいかない。国際交渉もまだ終わったわけではなく、将来的な期待や流れ、そういったことを想定に入れた上で、民主党法案をベースに取りまとめてきたところ。法案には、前提をしっかり書く予定。

【大谷環境大臣政務官からの回答】

- ・平成21年12月30日の新成長戦略策定会議に関する閣議決定文書にも、前提を踏まえ25%削減と書かれている。閣議決定されたものであり、前提が付いていることは間違いない。

【地球環境局長】

- ・京都議定書の達成の検証については、形式的には、各国が排出量を条約事務局に届けて条約事務局が検証して確定するもの。条約上は、2012年の排出量は、2014年にならないと確定しないだろう。2008年度の温室効果ガス排出量の速報値は、昨年末ごろ発表している。条約上の正確な排出量ではなく、概ねの数値であれば2013年の末ぐらいには概ねの傾向は分かる。

- 環境影響評価法については、風力発電を対象にすることは良いが、風力発電所の設置の阻害要因は、森林法の規制である。風力発電所の設置には、保有林指定の解除が必要だが、この解除がなかなか行われぬ。この問題の解決が風力発電所の普及に不可欠。環境影響配慮法の改正を進めるのは良いが、現行制度のどこが悪いのか。ゴミ処理施設等の迷惑施設を設置するときに最も妥当な方法は何かという視点で検討を進めていく必要がある。こうした施設について反対運動の中などで本当に適切な議論がなされるのか疑問。

【田島環境副大臣から回答】

- ・環境影響評価法の改正については、施行 10 年が経ち、社会状況の変化や法の運用における課題が今回の改正のポイント。資料にある対象事業の次の空白の部分には、早い段階での環境配慮を行うべき等現行法で抜けている部分を対象とする予定であり、これは一昨年 of 生物多様性基本法にもあるとおり。また、事後調査についても行政や一般市民が確認できる仕組みを盛り込んでいこうとするもの。
- ・風力発電の普及について、保安林の指定解除が阻害要因の一つという認識は事実だろう。環境アセスの対象にする理由は、設置後どのような影響を与えるのかを事前に明らかにする意味があると考えている。バードストライクや低周波等の健康被害の指摘もある。こうした点を中央環境審議会において検討して頂いているところ。

○神栖の毒ガス問題については、被害者の弁護団と議論しているが、政府の救済制度が時限的な閣議決定になっており、患者さんが不安に思っているので、これを恒久的なものにしてほしい。また、大久野島での救済策に準じた救済のプランを立てている。是非、大臣や副大臣に御説明する機会をいただきたい。

【田島環境副大臣から回答】

- ・神栖の件については、これまでも関わってきていることから、政府の救済が 3 年となっており恒久的な措置にして欲しいという要望は把握している。財政当局との調整が必要であり、今後大臣へ申し入れということであれば、内部で検討させていただく。

【大谷環境大臣政務官】

- ・環境省からの提出予定法案は 5 本あり、今後毎週政策会議を開催していきたい。

(以上)